

仙台市からのお知らせ

紙類定期回収と同日に実施した場合は奨励金は交付されません

集団資源回収を紙類定期回収の収集日に実施した場合、その日の実績分は、奨励金の対象となりません。保管庫をご利用で、「資源物がたまったら回収する」という回収方法をとっている場合や、臨時に回収してもらう際は、特に、紙類定期回収日と重ならないよう、回収事業者と連絡をとりながら実施してください。

集めた資源物が持ち去りの被害に遭わないよう適切に管理してください

集団資源回収で集めた古紙類の持ち去りが行われているという情報が多く寄せられています。仙台市では、宮城県警察と連携しながら持ち去り防止体制を強化していますが、集団資源回収を実施する際は、見回りや回収事業者への引渡し時の立会いを行うなど、資源物の管理に十分ご注意ください。なお、持ち去りの現場を目撃した場合には、車両ナンバーや持ち去り者の特徴を記録し、最寄の交番又は環境局(下記の問い合わせ先)までご連絡ください。

市の資源物収集日に出された資源物の抜き取りはやめてください

市の資源物の収集日に出された紙類や缶・びんは、市に対して排出された資源物であり、市ではこれらを売却し、ごみ減量・リサイクル事業の貴重な財源としています。紙類定期回収日や缶・びん・ペットボトルの収集日に出された資源物の抜き取りはしないでください。

事業者から排出された資源物を集めることはできません

集団資源回収で回収する資源物は、家庭から出るものに限られます。事業活動に伴って排出されたごみや資源物は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないことになっており、家庭からの資源物を集めている集団資源回収には出すことができませんので、ご注意ください。

団体登録の内容を変更する場合には、変更届の提出が必要です

年度途中で代表者が変わる場合や奨励金振込み口座を変更するなど、登録内容を変える場合には、家庭ごみ減量課(下記の問合せ先)に団体登録変更届を提出してください。電子申請でも提出が可能です。

電子申請はこちら▶



ごみ集積所の収集曜日ステッカーは集団資源回収の広報には使用できません

ごみ集積所に掲示している収集曜日ステッカーは、仙台市が行うごみ収集の曜日をお知らせするものですので、集団資源回収の広報に使用するのはおやめください。

集団資源回収に関する
問い合わせ先

仙台市 環境局 家庭ごみ減量課
〒980-0802 青葉区二日町6-12MSビル二日町3F
TEL.214-8250 FAX.214-8277

令和7年3月発行

※このたびきはリサイクルできますので、集団資源回収などを活用しましょう。〔雑誌〕へ

2025

集団資源回収のてびき



INDEX

集団資源回収の目的	1	回収品目一覧表	5
仙台市では集団資源回収を支援しています	2	集めた品目の再資源化の流れ	7
回収活動の進め方	3	登録事業者一覧表	9
1年間の事務スケジュール	4	仙台市からのお知らせ	11

仙台市環境局

集団資源回収の目的

仙台市の家庭ごみには、まだまだリサイクルできる資源物が混入しています。
資源物をきちんと分別し、リサイクルを進めましょう。

資源の再生利用

- 資源や自然の保護
- エネルギーの節約

ごみの減量

- ごみ処理費用の節減
- 埋立処分場の延命化

コミュニティづくりと環境教育

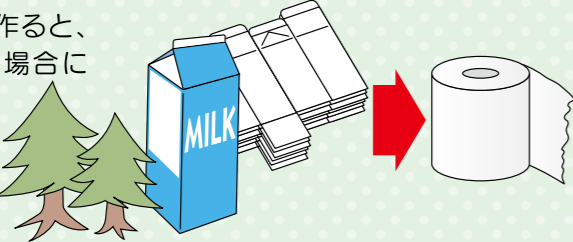
- 地域コミュニティの活性化
- ものを大切にすることを育てる

資源の有効活用

古紙類

1リットル紙パック6枚で、トイレットペーパーを1個作れます。

古紙から紙を作ると、木材から作る場合に比べて二酸化炭素排出量を約3割削減できます。



アルミ缶

アルミ缶をリサイクルすると、原料(ボーキサイト)から製造するときに比べ3%のエネルギーで済みます。



再使用びん

再使用できる回数は、ビールびん 20回以上、一升びん 約10~15回



地域とのつながり

地域とのつながりができます。また、子どもたちの環境に対する意識を高めることができます。



家庭ごみの減量

家庭ごみが減ります。指定袋「大」を「小」にかえると、年間2,288円お得です。



〔試算条件〕
週2回×年間52週
1袋ずつ排出する
家庭の場合
指定袋大=40円
指定袋小=18円

仙台市では集団資源回収を支援しています

実施団体は仙台市に登録が必要です

◆登録要件

- ①資源物の排出に協力する世帯数が原則として50を超え、年間を通じて継続的に活動できる営利を目的としない団体であること。
- ②古紙類と布類を必ず回収品目とすること。

◆登録受付：新規の受付は随時。継続の場合も毎年3~4月に更新手続きが必要です。



奨励金を交付します

仙台市では、実施団体の積極的な地域コミュニティ活動を支援するために、回収量などに応じて奨励金を年2回交付しています。

●奨励金の算定方法

$$\begin{matrix} \text{半期分} \\ \text{奨励金} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{実施回数割額} \\ \text{月1回の実施} \dots\dots\dots 1,000\text{円} \\ \text{月2回以上の実施} \dots\dots\dots 2,000\text{円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{実施} \\ \text{月数} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{回収量割額} \\ \text{対象地域の全世帯で} \dots\dots\dots 4.0\text{円} \\ \text{実施団体による各戸回収} \\ \text{ステーション回収等} \dots\dots\dots 3.5\text{円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{回収量} \\ \text{(kg)} \end{matrix}$$

◆実施回数割額2,000円は、**紙類定期回収と異なる週**(右記参照)に月2回以上実施していることが条件です。

※びん類は実施日ごとに1本あたり0.7kg換算し、小数点以下を繰り上げます。
※実施回数割額と回収量割額の合計額より、10円未満を切捨てた金額が奨励金額となります。

◆回収量割額4.0円は、**対象地域の全世帯で「実施団体による各戸回収」**(3頁参照)を実施していることが条件です。

◆奨励金交付については、指定する期日までに「集団資源回収奨励金交付申請書」の提出が必要です。(4頁参照)

◆紙類定期回収と同日に実施した場合は奨励金交付の対象となりません。

◆交付された奨励金は適切に管理・執行してください。

! 「紙類定期回収と異なる週」の考え方

(例) 20XX年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

紙類定期回収が1・3回目の火曜日の場合(□)

赤線で囲われている週に月2回以上実施した場合、2,000円/月となります。

※日曜日からはじまるカレンダーでご確認ください。

実施団体の内訳 (令和5年度)

子供会	707
町内会	273
マンション管理組合	188
その他	25
合計	1,193

1団体あたりの平均実績 (令和5年度)

年間回収量	9.4t
市からの奨励金	45,222円

区ごとの団体数と実績量 (令和5年度)

区	団体数	実績量
青葉区	422	3,652t
宮城野区	193	1,465t
若林区	149	1,139t
太白区	244	2,133t
泉区	185	2,823t
合計	1,193	11,212t

その他の支援内容

- ◆活動の広報にご活用ください
 - ◇集団資源回収のてびき・集団資源回収回覧用リーフレット(年1回)
 - ◇集団資源回収ニュース(年2回)
 - ※リーフレット・ニュースは「ワケルネット」にも掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。
- ◆集団資源回収表示幕をお配りします
集積場所の明示・持ち去り防止のための表示幕を無料でお配りします。
- ◆集団資源回収事業説明動画を「ワケルネット」に掲載しています。
※仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」 <https://www.gomi100.com/articles/recycle/8809>

表示幕(綿100%) ▶ 96cm×35cm



ワケルネットはこちら▼



回収活動の進め方

1 実施計画を立てる

回収日

「毎月〇回目の土曜日」など覚えやすい日に定め、雨が降った場合の延期日についても「翌日」や「次週の土曜日」など、定期化しておきましょう。

※紙類定期回収の収集日に集団資源回収は実施できません。(同日に実施した場合、奨励金の対象となりません。)

回収方法

下記の2種類から、回収方法を決めます。

① 実施団体による各戸回収

実施団体の方が地域内のお宅を1軒ずつ訪問して資源物を回収し、回収品目ごとに整理したうえで、回収事業者に引き渡す方法

※回収事業者による各戸回収はできません。

② ①以外の方法(「ステーション回収」など)

実施団体が指定する集積場所に、住民の方々が直接資源物を持ち込み、実施団体の方が回収品目ごとに整理したうえで、回収事業者に引き渡す方法

※マンション等の集合住宅のみの回収はこちらに該当します。

回収品目

回収品目一覧表(5~6頁)に掲載されている古紙類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌、雑がみ)、布類、アルミ缶、びん類の中から回収品目を決めます。

※古紙類(5種類)と布類は、必ず回収品目にしてください。
※家庭から排出される資源物に限られます。

集積場所

集積場所は、地理的条件や回収方法に合わせて、負担のかからないように配置しましょう。

※地域のごみ集積所は町内会などに、その他の場所も土地の管理者の了承を得て設定してください。

役割分担

代表者、広報係、会計係、集積場所の見廻り係、清掃係などの役割を分担し、みんなで協力しましょう。

※マンション管理人は代表者として登録できません。

2 登録事業者と打ち合わせをする

登録事業者一覧表(9~10頁)の中から回収事業者を選び、実施内容を相談しましょう。(10頁の「回収事業者の選び方のポイント」を参考にしてください) 事業者が決まったら、実施計画の内容をしっかりと伝えてください。



3 回収活動を実施する

役割分担を決めて、地域の皆さんで回収活動を実施します。(★の項目は最低限実施してください)

準備

- ・回収事業者への連絡
- ・担当者への参加の呼びかけ
- ・地域住民への広報(チラシ配布・回覧・ポスター掲示)
- ・集積場所への表示幕の掲示

実施

- ★各家庭から資源物を集めて廻る(各戸回収の場合)
- ★集積場所の見廻り
- ★回収物の整理整頓
- ・回収事業者への引渡し時の立会い

片付け

- ★集積場所の清掃(取り残し物の確認・回収、清掃)
- ★回収事業者からの計量伝票の受取・保管



1年間の事務スケジュール

4月	3月中旬~4月上旬	団体登録更新
5月	実施団体の登録更新手続きを行います。団体の銀行口座(個人や会社名義は不可)が必要です。指定された期日までに団体登録申請を行ってください。電子申請も可能です。	
6月	⚠️ 提出期限を過ぎると、更新(継続)登録はできません。 電子申請はこちら▶	
7月	5月中旬~下旬	奨励金交付申請書 計量伝票の提出
8月	前年度下期分(10~3月の奨励金交付申請書)を郵送しますので、期日までに計量伝票をそえて申請してください。	6月中旬~下旬
9月	⚠️ 提出期限を過ぎると 奨励金は交付できません!	奨励金決定通知・振込
10月	11月中旬~下旬	奨励金交付申請書 計量伝票の提出
11月	上期分(4~9月の奨励金交付申請書)を郵送しますので、期日までに計量伝票をそえて申請してください。	12月中旬~下旬
12月	⚠️ 提出期限を過ぎると 奨励金は交付できません!	奨励金決定通知・振込
1月	2月~3月	団体登録申請書送付 てびき等の送付
2月	●翌年度の実施団体登録申請書を送付しますので、指定された期日までに提出してください。	
3月	●「集団資源回収のてびき」「回覧用リーフレット」「事業説明資料」を送付します。	
	●団体内で集団資源回収の役割分担が変わる場合は引継ぎを行ってください。	
	⚠️ 事務の手続き等については、「ワケルネット」をご覧ください。 各種書類の提出期限は必ず守ってください。	

奨励金交付申請書の書き方

5月(令和6年度下期分)と11月(令和7年度上期分)に、奨励金交付申請書を郵送しますので、期日までに提出してください。

奨励金交付申請書				
〇〇子供会		仙台ワケル		(印)
実施月日	回収方法	新聞	雑誌	従事者数
4/12	各戸	700kg	200kg	20
5/10	その他	200kg	50kg	5
6/7	各戸	800kg	400kg	20
	⋮	⋮	⋮	

※イメージ

- 実施日と回収量の実績を確認します
回収事業者から受け取った計量伝票を見ながら、実績の確認を行います。
- 回収方法を確認します
「各戸回収」又は「その他(ステーション回収等)」のいずれの方法で回収したか、確認します。
- 従事者数を記入します
回収活動に携わった方の人数を記入します。人数には、お子さんの数も含めてください。

⚠️ 実績報告書の確認について

「奨励金交付申請書」の裏面に記載されている「実績報告書」の回収量に相違がないか、回収事業者から送付される「計量伝票」を使って確認してください。「計量伝票」は「奨励金交付申請書」と一緒に提出していただきますので、大切に保管してください。

回収品目一覧表

※この一覧表は仙台市集団資源回収業者協議会(10頁参照)との協議により作成しています。

種類によってリサイクル用途が違うので、きちんと分別し、古紙はひもでしばって出しましょう。



新聞・折込みチラシ

新聞紙と一緒に折込みチラシも出せます。



出し方の注意

- 粘着テープでとじない
- ビニール袋には入れない

段ボール

果物や家電などの段ボール



止め金(ホチキス類)ははずさなくてOK

出し方の注意

粘着テープ類やカーボン紙は取り除いて

アルミなどでコーティングされたものは出せません

紙パック

牛乳やジュース類の紙パック



このマークのものだけ!



洗って開いて乾かして

出し方の注意

プラスチックの注ぎ口ははずしてプラへ

アルミなどでコーティングされたものは出せません

雑誌*

週刊誌・単行本・百科事典・教科書など

※ホチキスやのりなどで端が綴られているもの



出し方の注意

ビニールコーティングなど紙以外のページは取り除いて



※「雑誌」と「雑がみ」はそれぞれ分けて、ひもで十文字にしばって出してください。月2回の紙類定期回収とは出し方が異なりますのでご注意ください。

雑がみ*

窓付き封筒のセロハン部分は家庭ごみへ

ティッシュの箱のビニール部分はプラへ

カレンダーの金具は家庭ごみへ

チラシ類

プラスチックの仕切りなどはプラへ



シュレッダー紙はポリ袋か紙袋にまとめて 飛散しないようしばって ※感熱紙やカーボン紙などの禁忌品が混入している場合は家庭ごみへ

出し方の注意

紙袋に入れるか大きめの紙で包み、回収時に飛散しないようひもでしばる。

紙製容器包装について

このマークは「紙製容器包装」を表すマークです。「紙製容器包装」の中には、防水加工紙やアルミ加工紙などもあり、全て集団資源回収で回収できるわけではありません。

! 古紙に混ぜてはいけないもの
家庭ごみへ

臭いをついた紙
洗剤や線香の箱など



汚れた紙
ピザやケーキの箱など



- ビニールでコーティングされた紙
- 裏が銀色(アルミ)の紙
- カーボン紙、ノーカーボン紙
- 感熱紙(レシート)など
- 写真、金紙・銀紙など

布類

出し方の注意



- 洗濯する
- 透明な袋に入れる
- 袋の口をしぼる

※濡れた状態の布類は回収できません

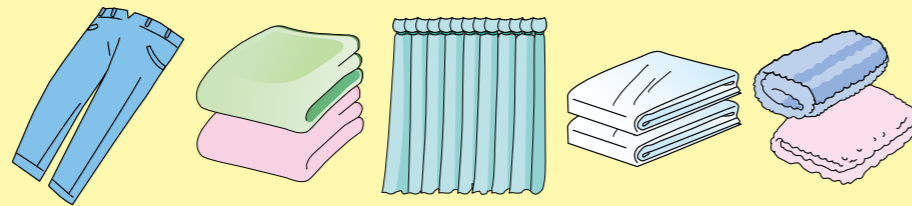
! ×回収しないもの

- 布団、枕、座布団類
- 雨具(カッパ)
- 作業服、制服
- 汚れているもの
- カーペット、マットレス

回収する主な布類



スーツ 下着 セーター ジャケット Tシャツ



ジーンズ 毛布 カーテン シーツ タオル

その他布類の例

シャツ、ブラウス、フリース、ダウンジャケット、ウインドブレーカー、スカート、ジャージ、パジャマ、和服、靴下、ネクタイ、ハンカチ など

アルミ缶

軽くすすいで

ボトル缶のフタははずして「家庭ごみ」へ



このマークがついている缶のみ回収します。

再使用びん

軽くすすいで、フタをはずして

プラスチック製のフタは「プラ」へ、それ以外のフタは「家庭ごみ」へ



ビールびん



日本酒びん

Rマークのついているものだけ回収します。



無色びん、スモーク(くもりガラス)びんは回収しません。

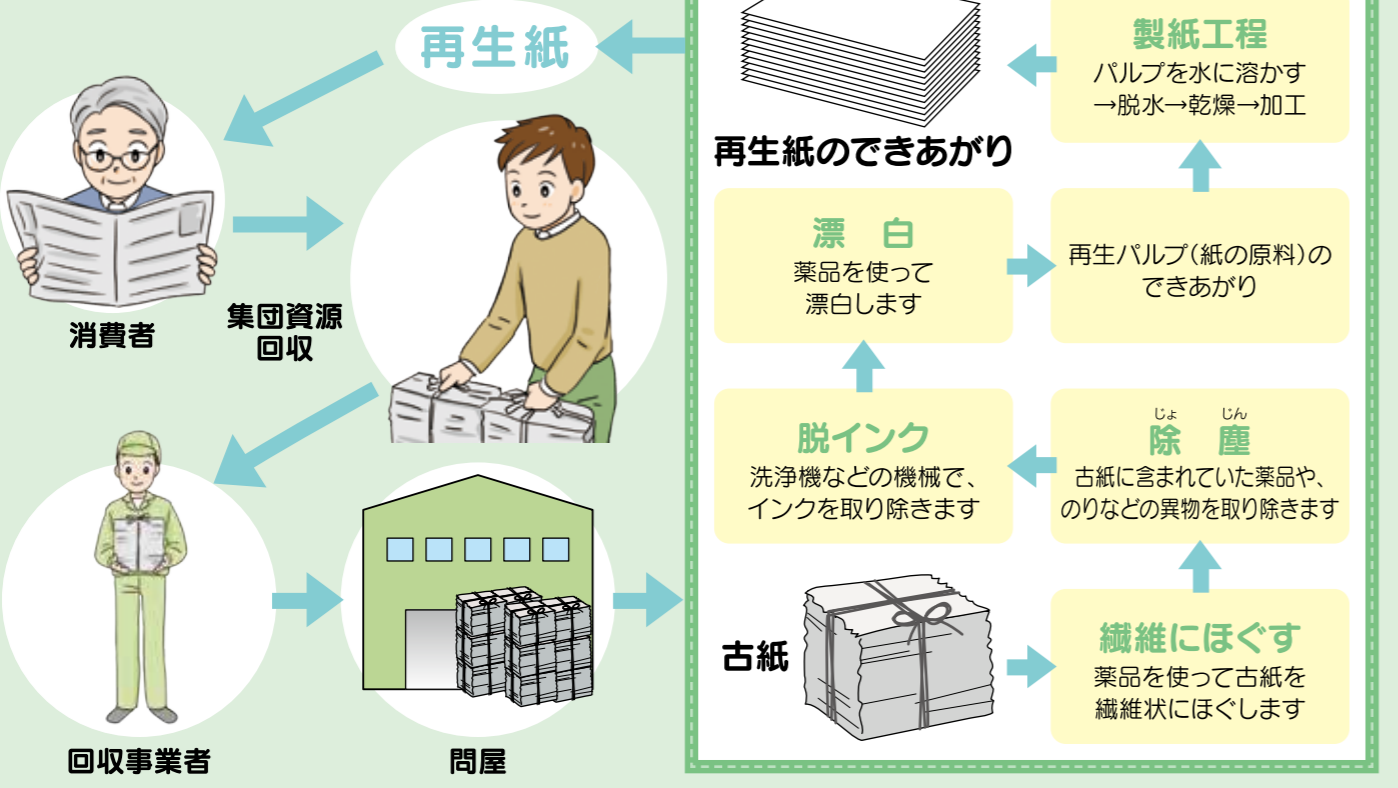
一升びん



清涼飲料びん

集めた品目の再資源化の流れ

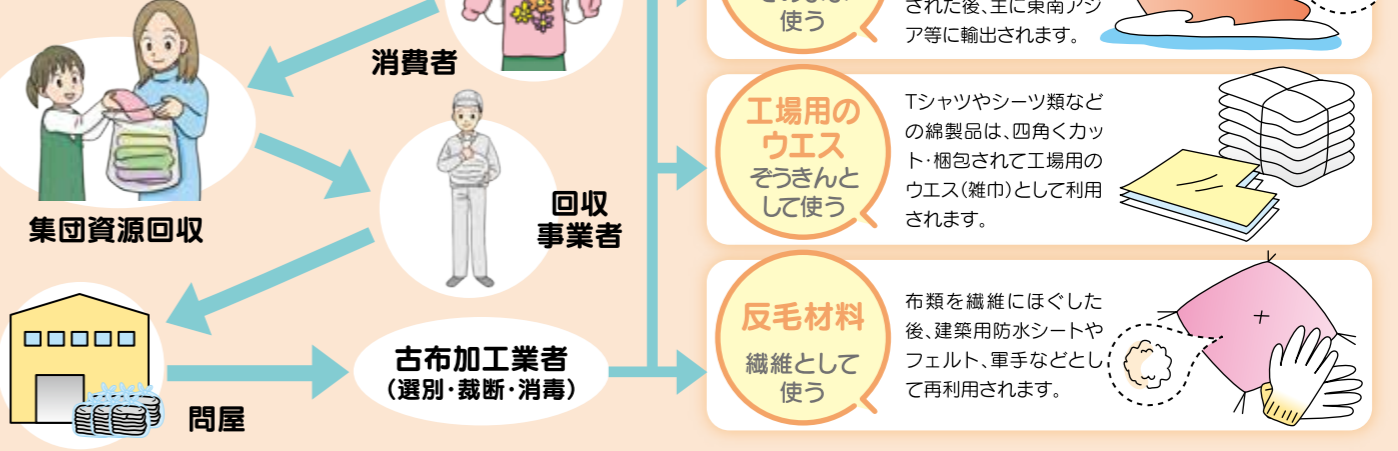
古紙類



このようにリサイクルされます



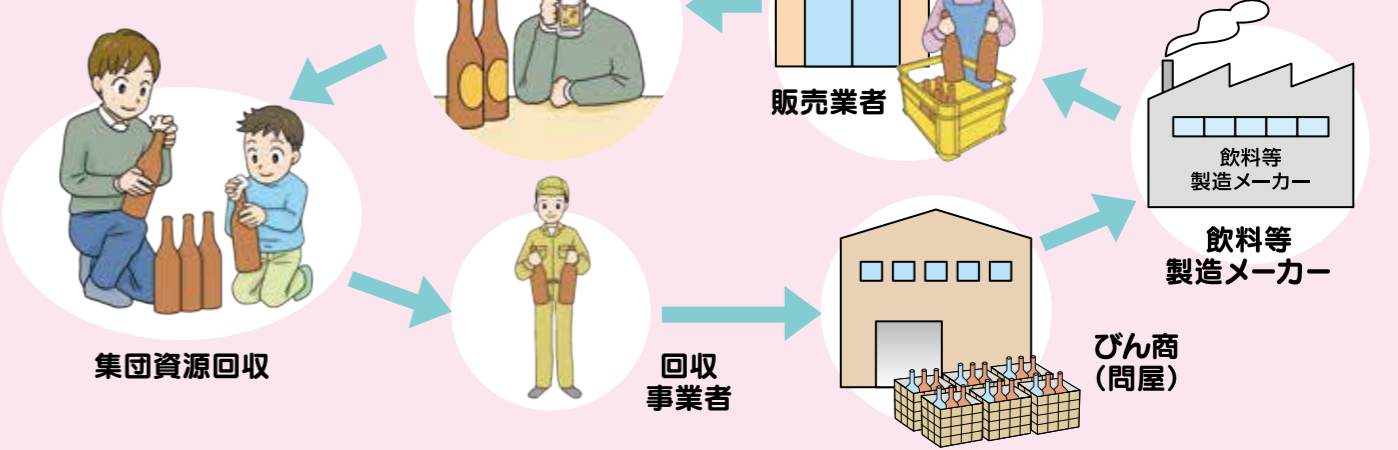
布類



アルミ缶



再使用びん



登録事業者一覧表

地域	No.	事業者名	〒	所在地	電話
青葉区	104	熊谷商店	981-0906	青葉区小松島新堤1-14	090-2996-5655
	108	菅原商店	981-0905	青葉区小松島3丁目1-40	090-2978-9256
	110	信栄商会	989-3214	青葉区みやぎ台2丁目20-6	394-7316,090-2844-2700
	112	東北森商	980-0003	青葉区小田原5丁目2-56-305	090-7522-4343
	113	平間商会	989-3128	青葉区愛子中央3丁目26-9-9-107	090-2888-5217
	115	(株)まるひろ	980-0845	青葉区荒巻字青葉686	229-6614
	117	環境リサイクルプラン	989-3212	青葉区芋沢字横手16	080-9251-7149
	118	菊地商会	980-0004	青葉区宮町4丁目4-30-602	090-6780-4257
	119	啓友商店	981-0921	青葉区藤松11-1	272-6789,090-7062-6951
	121	リサイクル尾形	981-0961	青葉区桜ヶ丘1丁目13-13-102	279-5688,090-9036-1398

宮城野区	205	(株)木下東泉	983-0047	宮城野区銀杏町36-20	284-3917
	207	佐藤商会	983-0823	宮城野区燕沢1丁目3-36	251-5445
	208	佐藤商店	983-0003	宮城野区岡田字南在家2-2	090-1374-4300
	209	(株)サイコー	983-0828	宮城野区岩切分台1丁目8-4	255-3150
	221	丸八産業	983-0021	宮城野区田子1丁目7-3	259-5709
	223	(株)山傳商店	983-0034	宮城野区扇町3丁目11-14	232-0945
	228	(株)豊島	985-0005	塩釜市杉の入3丁目25-2	362-2474
	229	南部商店	983-0821	宮城野区岩切字千刈田89-6	255-9125
	234	(株)ステップスナイン	983-0034	宮城野区扇町3丁目11-3	231-3071
409	(株)庄子専助商店	983-0035	宮城野区日の出町2丁目5-30	346-9055	

若林区	302	阿部商店	984-0826	若林区若林7丁目7-10-302	286-6673,090-2970-0734
	303	(有)池田商事	984-0838	若林区上飯田3丁目37-38	341-4165
	309	(株)こんの仙台営業所	984-0011	若林区六丁の目西町8-18	287-2291
	317	(株)丸佐商店	984-0012	若林区六丁の目中町25-60	288-6603
	326	北関東通商(株)仙台支店	984-0033	若林区荒浜字石場前134-1	287-3277
	329	(株)東日本大和仙台事業所	984-0002	若林区卸町東5丁目6-15	352-7688
	330	(株)大谷商店	984-0831	若林区沖野6丁目22-17-B-2	080-2809-5644

地域	No.	事業者名	〒	所在地	電話
太白区	120	今野商店	981-1226	名取市植松2丁目2-11-2	090-2990-5975
	204	金正商事	982-0251	太白区茂庭字人来田西112-3	364-5316,090-8254-4910
	403	(有)かざま	982-0003	太白区郡山5丁目11-6	249-6723
	411	仙岩商事	981-1101	太白区四郎丸字吹上28-24	241-9887
	412	千葉商店	981-1101	太白区四郎丸字戸ノ内93-3	241-6853
	413	東北リサイクル	982-0814	太白区山田字汚田通20-1	243-1805
	416	故銅鉄商山崎商店	982-0001	太白区八本松1丁目4-22	248-1955
	419	(株)東北紙業	981-1225	名取市飯野坂字南沖38	384-4868
	421	(株)高良岩沼営業所	989-2431	岩沼市相の原3丁目1	0223-22-1500
	425	TOKOリサイクルプランニング	982-0804	太白区鉤取2丁目24-36 B-102	090-2980-8675
	429	坂爪商店	989-2435	岩沼市阿武隈2丁目1-8	0223-23-3265
	432	ささこう商事	981-1101	太白区四郎丸字吹上6-20	242-3980,090-4550-3303

泉区	111	(株)仙台リサイクルセンター	981-3221	泉区根白石字福沢後1-1	278-3196
	505	(株)ユタカ	981-3121	泉区上谷刈3丁目2-27	374-0288
	513	杜都資源	981-3124	泉区野村字前河原8-1	090-7526-2205
	514	東商会	981-3352	富谷市富ヶ丘2丁目8-19	358-6145,090-1068-4050
	516	(株)ホクショウ	981-3137	泉区大沢2丁目12-1	375-6665
	519	イズミリサイクル	981-3105	泉区天神沢1丁目30-13-201	090-5356-0500

※合計45事業者(令和7年1月現在)※No.は仙台市の登録番号です。

【回収事業者の選び方】


集団資源回収の活動場所には、坂道の多い地域や道幅のせまい住宅密集地、交通量の多い国道沿いなど地域の条件があり、また、実施方法にもそれぞれ特徴があります。

回収活動を円滑に行うために、各実施団体に合った回収事業者を選びましょう。

選び方のポイント

- ◆実施団体の構成員や地理的条件等を理解し、相談に応じてくれること。
- ◆回収品目一覧表に掲載された全品目について回収してくれること。
- ◆回収後、すぐに計量伝票を渡してくれること。
- ◆回収時間にルーズだったり、積み残しをしないこと。
- ◆近隣にあり、連絡が取りやすいこと。
- ◆料金の支払方法が明確で、確実に支払ってくれること。

※買い取り価格は相場により変動するので、各実施団体において回収事業者を確認してください。



仙台市集団資源回収業者協議会とは

回収事業の拡充や円滑な推進を図るため、市内複数の集団資源回収事業者で構成される団体です。

〒989-3127 仙台市青葉区愛子東1丁目4-48 TEL. 392-5098 FAX. 398-3124

一般社団法人 仙台市集団資源回収業者協議会